

岐阜県公報

号外 (十) 令和四年四月一日

目次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

(同) 四

訓 令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令
附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 五
(同) 五

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。
本則第一号の表を次のように改める。

区 分	金 額
岐阜県公害審査会委員	会長である委員 日額 二二、五〇〇円
岐阜県土地利用審査会委員	その他の委員 日額 一一、〇〇〇円
岐阜県職員委員会委員	日額 一〇、五〇〇円
岐阜県特別職報酬等審議会委員	
岐阜県行政不服審査会委員	
岐阜県行政不服審査会専門委員	
岐阜県情報公開審査会委員	
岐阜県個人情報保護審査会委員	
岐阜県公益認定等審議会委員	

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和四年四月一日

岐阜県公務災害補償等認定委員会委員
 岐阜県公務災害補償等審査会委員
 岐阜県職員保健審査会委員
 岐阜県指定管理者制度等運用委員会委員
 自治紛争処理委員
 岐阜県固定資産評価審査委員会委員
 岐阜県スポーツ推進審査委員会委員
 岐阜県国民保護協議会委員
 岐阜県国民保護協議会専門委員
 岐阜県防災会議委員
 岐阜県防災会議専門委員
 岐阜県消防・医療連携協議会委員
 岐阜県メデイカルコントロール協議会委員
 岐阜県公害審査会専門調査員
 岐阜県環境審査会委員
 岐阜県環境審査会専門調査員
 岐阜県社会教育委員
 岐阜県生涯学習審査会委員
 岐阜県生涯学習審査会専門委員
 岐阜県自然環境保全審査会委員
 岐阜県自然環境保全審査会専門委員
 岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会委員
 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会委員
 岐阜県環境影響評価審査会委員
 岐阜県環境影響評価審査会専門調査員
 岐阜県苦情処理委員会委員
 岐阜県消費生活安定審査会委員
 岐阜県交通安全対策会議委員
 岐阜県交通安全対策会議特別委員
 岐阜県私立学校審査会委員
 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会委員
 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会臨時委員
 岐阜県青少年育成審査会委員
 岐阜県地方改善促進審査会委員
 岐阜県美術協議会委員

岐阜県現代陶芸美術館協議会委員
 岐阜県図書館協議会委員
 岐阜県博物館協議会委員
 岐阜県文化財保護審査会委員
 岐阜県社会福祉協議会委員
 岐阜県医療審査会委員
 岐阜県国民健康保険審査会委員
 岐阜県国民健康保険運営協議会委員
 岐阜県後期高齢者医療審査会委員
 岐阜県准看護師試験委員
 岐阜県地方独立行政法人評価委員会委員
 岐阜県地方独立行政法人評価委員会専門委員
 岐阜県指定難病審査会委員
 岐阜県小児慢性特定疾病審査会委員
 岐阜県精神保健福祉協議会委員
 岐阜県精神医療審査会委員
 岐阜県生活習慣病検診等管理指導審査委員会委員
 クリーニング師試験委員
 岐阜県生活衛生適正化審査会委員
 製菓衛生師試験委員
 岐阜県公衆浴場入浴料金審査会委員
 岐阜県住宅宿泊事業審査会委員
 岐阜県麻薬中毒審査会委員
 岐阜県薬事審査会委員
 岐阜県薬物指定審査会委員
 岐阜県福祉サービ入第三者評価推進審査委員会委員
 岐阜県介護保険審査会委員
 岐阜県介護保険審査会専門調査員
 岐阜県障害者施策推進協議会委員
 岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員
 岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員
 岐阜県男女共同参画二十一世紀協議会委員
 ぎふ少子化対策県民連携協議会委員
 ぎふ少子化対策県民連携協議会専門委員
 岐阜県児童福祉協議会委員
 岐阜県児童福祉協議会臨時委員

岐阜県大規模小売店舗立地審議会委員
 岐阜県職業能力開発審議会委員
 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会委員
 岐阜県郷土工芸品審査会委員
 飛騨・美濃の観光を考える委員会委員
 飛騨・美濃すぐれもの認定審査会委員
 岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会委員
 岐阜県農政審議会委員
 岐阜県農政審議会専門委員
 岐阜県農業農村整備委員会委員
 岐阜県森林審議会委員
 岐阜県木の国・山の国民会議委員
 清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会委員
 岐阜県地域森林監理士認定審査会委員
 岐阜県緑の博士認定審査会委員
 岐阜県林業士認定審査会委員
 岐阜県水源地域保全審議会委員
 岐阜県公共用地利用審議会委員
 岐阜県建設工事紛争審査会委員
 岐阜県建設業審議会委員
 岐阜県入札制度運営調査委員会委員
 岐阜県事業評価監視委員会委員
 岐阜県入札監視委員会委員
 岐阜県自然工法管理士認定審査会委員
 岐阜県建設発生土処理対策調査委員会委員
 岐阜県水防協議会委員
 岐阜県都市計画審議会委員
 岐阜県都市計画審議会専門委員
 岐阜県屋外広告物審議会委員
 岐阜県景観審議会委員
 岐阜県国土利用計画審議会委員
 岐阜県地価調査委員会委員
 岐阜県建築審査会委員
 岐阜県開発審査会委員
 岐阜県建築士審査会委員
 岐阜県宅地建物取引業審議会委員
 岐阜県政府調達苦情検討委員会委員

<p>保健所運営協議会委員 岐阜県感染症診療協議会委員 岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問委員会委員 岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会委員 岐阜県教職員保健審査会委員 岐阜県地方産業教育審議会委員 岐阜県教科用図書選定審議会委員 岐阜県警察署協議会委員 岐阜県警察職員保健審査会委員 岐阜県留置施設視察委員会委員 岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会委員</p>	<p>日額 一〇、五〇〇円</p>
<p>岐阜県いじめ防止等対策審議会委員</p>	<p>日額 一〇、五〇〇円 ただし、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八條第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするために行う事情の聴取その他の調査に従事した場合は、一時間につき、一〇、〇〇〇円</p>
<p>本則第二号の表現代陶芸美術館館長の項中「五四四、九〇〇円」を「五三九、九〇〇円」に改め、同表身体障害者医学判定非常勤医師の項の次に次のように加える。</p>	<p>日額 一三、七〇〇円</p>
<p>知的障害者医学判定非常勤医師</p>	<p>日額 一三、七〇〇円</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区 分	定 数
知事直轄組織	三三一人
総務部	四一四人
清流の国推進部	一三八人
危機管理部	六六人
環境生活部（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館及び高山陣屋管理事務所を除く）	二六〇人
健康福祉部	八九六人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く）	三五五人
農政部	七一四人
林政部	二二八人
県土整備部	五九四人
都市建築部（企業会計職員を除く）	一五三人
出納事務局	三〇人

計

三、八八〇人

美術館

一五人

現代陶芸美術館

一〇人

図書館

二八人

博物館

一八人

高山陣屋管理事務所

四人

情報科学芸術大学院大学

二九人

都市建築部（企業会計職員に限る。）

六三人

計

一六七人

計

四、〇四七人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三課事務所長の部八の項及び九の項中、「環境企画課」を削り、同表保健所長の部三十五の項中、「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下この項中「施行令」という。）及び（第十八号から第二十三号まで及び第二十五号から第三十号まで）に掲げる事務にあつては、申請者の居住地が岐阜市である者に係るものを除く。」を削り、同項中第十八号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十八号とし、第二十五号から第三十号までを削り、同部三十七の項

及び三十八の項を次のように改める。

三十七及び三十八 削除

別表第三精神保健福祉センター所長の部一の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」の下に「昭和二十五年政令第百五十五号」を加え、同項第八号中「申請者の居住地が岐阜市である場合に限る。以下この項（第十六号を除く。）において同じ。」を削り、同項第十六号中「新たな精神障害者保健福祉手帳を交付することについては、申請者の居住地が岐阜市である場合に限る。」を削り、同部一の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の下に「平成十八年政令第十号」を加え、同項第一号中「申請者の居住地が岐阜市である場合に限る。以下この項において同じ。」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「県事務所」の下に「保健所」を加える。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十九の項中「昭和二十五年法律第

一三三号」の下に「。以下この項中「法」という。」を加え、「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一五五号）」を削り、同項所長決裁事項の欄第一号中「及び施行令」を削り、同表四十三の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項中「法」という。）及び」に改め、「平成十八年政令第一〇号」の下に「。以下この項中「施行令」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「課長専決事項を除く」を削り、同項課長専決事項の欄中第一号及び第二号を削る。

別表第二精神保健福祉センターの表一の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この項中「法」という。）及び」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」の下に「昭和二十五年政令第一五五号。以下この項中「施行令」という。」を加える。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十八号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県防災会議の部幹事の項中「商工政策課長」を「商工・エネルギー政策課長」に改め、同表岐阜県職員保健審査会の部委員の項中「健康福祉部次長（技術に関する事

